

小諸市総合計画

# 第12次基本計画策定方針

小諸市

令和5年6月

# 1 計画策定の主旨

---

本市では、平成 28 年度に第 5 次小諸市総合計画基本構想（計画期間：平成 28 年度～令和 9 年度）及び前期基本計画（計画期間：平成 28 年度～令和 1 年度）、中期基本計画（計画期間：令和 2 年度～令和 5 年度）を策定し、まちの将来像「住みたい 行きたい 帰ってきたいまち 小諸」の実現に向け、施策や事業を計画的に推進してきました。

こうした中、中期基本計画の計画期間が令和 5 年度をもって終了することから、本市を取り巻く社会経済状況の変化に適切に対応するとともに、令和 6 年度以降の 4 か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的に後期基本計画を策定します。

また、地方創生の推進と人口減少の克服のため令和 3 年度に策定した小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和 3 年度～令和 6 年度）についても、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂を求められており、DX 推進のための改訂版総合戦略と後期基本計画との整合を図りながら策定します。

## 2 策定にあたっての基本的な考え方

---

後期基本計画は、基本構想で掲げた「めざすまちの姿」とそれを実現するための「めざす地域の姿」、「まちづくりの柱（政策分野別まちづくり方針）」といった「まちづくりの体系」など基本的な枠組みは継承しつつ、将来の行政需要やまちづくりの方向性等を市民と行政が共有するとともに、これからのまちづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめる計画として策定します。

後期基本計画の策定にあたっては、以下の点に留意しながら策定を進めます。

### 【計画策定の視点】

#### ■市民が主役のまちづくり

市民を主体とした「参加と協働のまちづくり」を推進する計画とするため、地域や各分野における市民の意見（まちづくり懇談会、各種審議会等からの意見聴取等）を、市民参加の機関等（総合計画審議会）で十分検討した上で計画づくりを行います。

#### ■社会情勢の変化に対応した計画

すべての事業を推進するうえで、情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）といったデジタル技術の活用は欠くことのできない社会構造になりつつあり、この活用を前提とした計画とします。また、小諸市ゼロカーボンシティの実現に向けて、各種施策を環境への配慮を図りながら、脱炭素を推進する新たな時代の潮流に対応した計画とします。

#### ■実現性・実効性・財政状況を重視した計画

人口減少、少子高齢化の影響や財政状況等を十分に想定するため、計画期間における財政計画を策定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画とします。

#### ■基本構想におけるめざそう値の運用

まちづくりの柱（政策分野別まちづくり方針）であるめざそう値は、4年ごとに達成状況を確認するようになっていますが、1年ごとに確認できる値は、基本計画に落とし込みを図ることで、実施事業の軌道修正を柔軟に行えるようにします。

#### ■市長公約の反映

小諸市自治基本条例第17条の規定に基づき、市長公約を基本計画に反映させます。

#### 《自治基本条例抜粋》

第17条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

### 3 計画の構成と期間

小諸市総合計画は、今後のまちづくりの指針となるものであり、市の最上位計画です。総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成し、それぞれの計画期間は以下のとおりです。

#### ① 基本構想【改定なし】

めざすまちの姿やその実現に向けたまちづくりの将来目標・役割分担を定め、これを基にめざす地域の姿（地域別まちづくり方針）やまちづくりの柱（政策分野別まちづくり方針）を示したものであり、12年間継続します。

#### ② 基本計画【後期基本計画策定】

施策目標の達成に向けた「現状と課題」に対する「方針（目的）」「具体的目標・目標値」「SDGsの推進に向けた取り組み」を掲げるものであり、前期4年、中期4年、後期4年の3期に分けて策定します。前期・中期基本計画の体系を踏まえながら改定を行います。

#### ③ 実施計画【後期基本計画に基づき改定】

基本計画で定めた施策や方針、目標などの事業概要や事業費、目的・目標などを示すものです。3年間の計画として策定し、毎年ローリング方式による見直しを実施します。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
基本構想	計画期間12年												
基本計画	前期基本計画4年				中期基本計画4年				後期基本計画4年				
実施計画	毎年見直し（計画期間3年）												

## 4 総合戦略との関係

小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する本市の目標や施策の基本的な方向、また、施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるものです。

「総合戦略」は「基本計画」の施策の一部、「実施計画」の事業の一部としていることから、策定事務の効率的な連携を図るとともに、両計画の策定にあたっては相互の整合性を図る必要があります。

そのため、次期総合戦略は後期基本計画及び国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定期間に合わせて令和7年度から令和9年度までの3年間で計画期間として策定します。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
基本構想	計画期間12年												
基本計画	前期基本計画4年				中期基本計画4年				後期基本計画4年				
総合戦略	第1期総合戦略6年(延長1年)					第2期総合戦略4年				第3期総合戦略3年			

## 5 策定体制

後期基本計画の策定体制は、次のとおりとします。

### (1) 市民参画体制

#### ① 総合計画審議会（設置根拠：小諸市総合計画審議会条例）

審議会において計画案の審議を行うとともに、意見・助言・提言をいただきます。

人数	13名以内
構成メンバー	学識経験者、住民自治組織の代表、各種（産官学金労農）分野の代表、公募による市民代表により構成する。

#### ② 世論調査

- ・ 市民意識調査の実施
- ・ 市長と市民の意見交換（まちづくり懇談会）
- ・ 各種審議会等から各種施策に関する意見聴取
- ・ 後期基本計画（案）のパブリックコメントを実施

### (2) 庁内体制

#### ① 政策会議（設置根拠：小諸市庁議要綱）

庁内会議体からの計画原案について、総合的な調整を行い審議会に提案します。

人数	14名
構成メンバー	市長、副市長、教育長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、教育次長、総務課長、企画課長、財政課長、危機管理課長

#### ② 財政計画策定・裁量予算制度研究ワーキンググループ

計画原案を策定し、政策会議に提案します。

人数	6名＋必要に応じて
構成	財政課長、財政係長、マネジメント推進係長、企画調整係長、産業振興部選出課長、建設水道部選出課長、随時で関係職員

#### ③ 小諸市DX推進会議

DXの具体的な取り組みを検討し、小諸市DX推進本部及び政策会議に提案します。

人数	48名
構成	各課等の長24名、各課DX推進委員24名

④小諸市ゼロカーボン戦略推進本部

二酸化炭素実質ゼロの具体的な取り組みを検討し、政策会議に提案します。

人 数	8名
構 成	副市長、各部局長

(3)事務局

総務部企画課に設置し、各種調整等を行います。ただし、(2)-②は総務部財政課とし、(2)-④は市民生活部生活環境課とします。

## 6 策定スケジュール

令和6年11月までに第12次小諸市総合計画後期基本計画（案）を策定し、市議会の議決を得て、令和6年度中に公表することを目指します。

年度	月	議会	市民	総合計画審議会	市役所
R 5	4				・政策会議 (随時開催)
	5				・市内目的別会議 (随時開催)
	6				
	7		・まちづくり懇談会		・第11次基本計画 評価、 ・市長公約評価 ・総合戦略評価
	8			・策定方針説明 ・スケジュール ・基本計画・総合戦 略評価・結果検証	
	9	・策定方針説明 ・スケジュール ・基本計画・総合戦 略評価・結果検証			
	10		・各種審議会等か らの意見聴取等 (担当部署)		
	11		・市民意識調査 アンケート		
	12				
	1				
	2				・第12次基本計画、 総合戦略素々案作成
	3				
R 6	4				・市長公約反映 (部長・課長懇談会)
	5				
	6		・パブリックコメント		
	7				
	8			・計画、戦略案 諮問	
	9			・審議	
	10				
	11	・計画・戦略案提案		・提言、答申	
	12	・議決			
	1		・公表 (後期基本計画)		
	2				
	3		・公表 (総合戦略)		